

生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道札幌東高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施方法

北海道札幌東高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

2 実施期日及び実施件数等

(1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

（全日制）

区分	実施日時	実施場所	実施件数(予定)
結核健診	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 9時00分から 12時30分まで	北海道札幌東高等学校	320件
心電図検査	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 9時00分から 12時30分まで	北海道札幌東高等学校	320件
尿検査	令和7年4月14日から 令和7年5月末日まで (土日・祝日を除く) の間の3日	北海道札幌東高等学校	950件

（定時制）

区分	実施日時	実施場所	実施件数(予定)
結核健診	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 17時35分から 18時35分まで	北海道札幌東高等学校	40件
心電図検査	令和7年4月14日から 令和7年4月末日まで (土日・祝日を除く) の間の1日 17時35分から 18時35分まで	北海道札幌東高等学校	40件
尿検査	令和7年4月14日から 令和7年5月末日まで (土日・祝日を除く) の間の3日	北海道札幌東高等学校	85件

(2) 上記検査の実施日時及び実施手順の詳細については、別途学校長と協議すること。

(3) 上記期日に受診できなかった生徒については、別途、実施日時及び実施場所を学校長と協議の上実施すること。

- (4) いずれの検査も令和7年6月30日までに終了すること。
- (5) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

(1) 共通事項

- ア 健診を実際するための必要な衝立、カーテン、採尿用具等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。
- イ 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に実施時間に応じた人員、健診車、機材等を配置し、受診者の誘導を行うこと。
- ウ 健診実施に伴って生じた廃棄物（検尿カップ、脱脂綿等）は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。
- エ 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

(2) 結核健診

ア 共通

- (ア) 男女別を実施すること。

イ 全日制課程

- (ア) 検診車を2台用意すること。
- (イ) 欠席者については、出来る限り速やかに検査を実施すること。
- (ウ) 全員のフィルム番号を記入すること。

ウ 定時制課程

- (ア) 健診車を1台用意すること。

(3) 心電図検査

ア 共通

- (ア) 問診票は事前に送付すること。
- (イ) マット・衝立等を持参し、プライバシーに配慮すること。
- (ウ) 会場準備設営、復元は受注者が実施のこと。
- (エ) 女子生徒担当は女性スタッフとし、検査中はバスタオルを掛けること。

イ 全日制課程

- (ア) 問診票は40部×8セット+数部を用意すること。
- (イ) 男女別会場にベット各4台を設置すること（ベットは学校備品を使用し、その設置は受注者が行うこと。）。
- (ウ) 欠席者については、出来る限り速やかに検査を実施すること。

ウ 定時制課程

- (ア) 問診票を60部用意すること。
- (イ) 結核健診と同時進行で実施すること。
- (ウ) 保健室のベット1台を使用、実施のこと（ベットは学校備品使用）。

(4) 尿検査

ア 共通

- (ア) 紙コップは折りたたみ式ではないものを使用すること。
- (イ) 回収時間は学校指定時間によること。
- (ウ) 欠席者等のため3回の回収を行うこと。
- (エ) 生徒名簿との照合を検査当日に行い、その結果を連絡すること。
- (オ) 全員に必ず再検査まで受けられる機会を用意すること。

イ 全日制課程

- (ア) 検体容器は40個ずつ袋詰めで用意すること。
- (イ) 回収用ビニール袋を60枚用意すること。

4 健診結果報告書

- (1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。(様式は任意)
- (2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書(様式1)を令和7年6月30日までに学校長に提出すること。

5 その他

- (1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。
- (2) 検査実施の前後の日程で、受注者の担当者が来校し、事前打ち合わせや要望に応じること。
- (3) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。